

環境大臣

石原 伸晃 様

# 要 望 書

平成 26 年 1 月 7 日

福島県いわき市長

清水 敏男

## 除染対策及び指定廃棄物等の処理の促進について

### (1) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」）では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように市域全体が除染の対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、国直轄ではなく、実施主体が市町村とされているばかりか、除染方法の確立や仮置場設置などに関して、責任主体である国の関わり、連携が不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

これに対し、国の見解は、『地域の実情をよくご存知の市町村を中心に、除染の推進、また、仮置場を確保いただくがざるを得ない』とのことではありますが、双葉郡等の除染特別地域は、地域の実情を知らない国が直轄で行っていることから、「汚染状況重点調査地域」においても積極的な対応はできるものと考えております。

また、仮置場については、地区毎に行政区長とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設の設置が明確ではなく、仮置場に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要するなど、本市の除染の進捗に大きな影響が出ており、その推進にあたっては、国の中間貯蔵施設の早期設置が必要不可欠であります。

さらに、エリアの平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の除染実施区域外において、局所的に高い線量となっているいわゆるホットスポットの除染にかかる土壌は、特措法に基づく除去土壌には該当せず、国からも処分方法等が未だに示されておられません。また、ホットスポットの除染にかかる廃棄物は、8,000Bq/kg を超えない限り中間貯蔵施設への受

け入れは不可とされており、かつ特措法に定める仮置場の造成費用の財政的支援も認められていないため、現状では現場保管とならざるを得ない状況にあります。

このほか、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

加えて、市町村が除染を実施する前に個人又は事業者が自ら実施した除染に係る費用や除染で生じた廃棄物の取扱い等について、国は、昨年5月に賠償の対象とする方向で、基準の検討に着手するとのことでしたが、未だ決定はなされておられません。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設の早期設置及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 市町村が必要と認めるホットスポットの除染に伴い発生した土壌の、国の責任による処理の明確化並びに8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分費用に対する国の財政措置及び国の責任による中間貯蔵施設への搬入
- ③ 市町村業務負担の軽減  
(除染技術の提供や職員派遣はもとより、除染対象地域全域に係る国の直轄実施など)
- ④ ゴルフ場等の大規模事業所に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら除染した費用や廃棄物に対する賠償基準の早期決定

## (2) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく指定廃棄物等の 処理の促進について

放射性物質汚染対処特別措置法では、8,000Bq/kg を超える廃棄物については、指定廃棄物として国の責任で処理することとされておりますが、未だ指定廃棄物の具体的な処理については示されておられません。

また、同法では、8,000Bq/kg 以下の廃棄物については自治体等が処理することとなりますが、事業者や埋立処分場周辺住民の放射能に対する不安が根強く、処理ができない状況となっております。

このため、本市の一般廃棄物焼却処理施設から発生する飛灰は、全て施設内において一時保管を余儀なくされており、そのスペースも限界に達しつつあるため、このままでは家庭等から出される一般廃棄物の処理に支障をきたす恐れがあります。

現在、施設外に新たな保管場所の確保に努めておりますが、住民の放射性物質に対する不安や国の処理の見通しが不透明で長期間の保管を余儀なくされるとの懸念により、その選定は困難を極めておりますことから、次の項目について要望いたします。

- ① 中間貯蔵施設等の早期設置とともに、国による指定廃棄物の処理の開始時期を具体的な根拠を示しながら公表すること。
- ② 施設外の一時的保管場所の確保に向けて、放射性物質に対する住民の不安の解消を図ること。
- ③ 指定廃棄物以外の飛灰の円滑な処理に向けて、国の責任において、確実な処分の推進体制を早急に確保すること。

### (3) 道路側溝に堆積する土砂（汚泥を含む）の処理等について

本市では、福島第一原発の事故以来、道路側溝の土砂等の撤去が行われていない状況にあります。

これまで、側溝土砂等の処分方法の基礎的資料とするため、市内 900 箇所における放射能濃度のモニタリングを実施しましたが、その結果、指定廃棄物の基準となる 8,000Bq/kg を超えている箇所が市内全域に点在しており、いまだ解決策が見出せない状況にあります。

これは、(2)のとおり、8,000Bq/kg を超える側溝土砂を含めた廃棄物について、国が処分方針を明確にしていないことのほか、側溝土砂の堆積する箇所や濃度が一定でないなど、除染を行う環境としては特殊であること、さらに、箇所が点在していることにより、除染実施区域であっても、道路側溝の土砂全てを撤去することができず、局所除染となってしまうこと、まして除染実施区域外では、除染すら対応できないことなどが、大きな要因となっております。

については、側溝土砂等の処理方法等に関する次の事項についても、国による対応及び現時点における国の考え方を示すよう強く要望します。

- ① 8,000Bq/kg 超の側溝土砂についても、(2)の飛灰と併せて国による指定廃棄物の処理方針を明確に示すこと。
- ② 一方、8,000Bq/kg 以下の側溝土砂については、自治体が埋立処分場等において処分することとされているが、現実的には、放射能を含有する側溝土砂を処分場に搬入することに対して、周辺住民の理解を得ることは困難であることから、8,000Bq/kg 以下の側溝土砂の処分等に関する国による具体的な支援策を早期に示すこと。